

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	四三
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	四三
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件	四三
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	四三
○落札者を決定した件	四三
○福島県警察本部	四三
○一般競争入札を行う件	四三
○福島県選挙管理委員会	四三
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	四三

告 示

福島県告示第五百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五條第四項の規定により法第六條第二項の規定による届出とみなされる法附則第五條第一項の変更の届出に係り法第八條第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月十二日から同年十月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合ふくしま笹谷店 福島県福島市笹谷字中谷地十四一

二 法第八條第一項の規定により福島市から徴収した意見の概要
開店時刻が早まり駐車場を利用することができるとの時間帯が拡大することで、周辺住民の生活環境に影響が生じることが無いよう、以下の点に留意すること。
1 荷捌きや車両のドアの開閉等により生じる騒音に、十分配慮すること。
2 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、駐車位置を周囲の住居から距離を確保するなど、十分に配慮すること。
3 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が周辺住民の生活環境を脅かすことの無いよう、注意喚起に努めること。

三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九條の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年九月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
東白川郡棚倉町大字漆草字中折戸一四〇
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第三十條の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手

方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和五年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
遠藤久太郎 横山宗吉 龍川孝 龍川正義 星巧一 龍川貞夫 星利夫 星長 横山静夫 横山礼子 鈴木真次郎 佐藤幸雄 龍川恒市 龍川庄吉 佐藤仁三郎 星仙吉 村松卯太郎 村松平吉 渡部勝藏 渡部鉄太郎 渡部八百吉 平山市四郎 平山林太郎

二 通知の内容の要旨

- 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和五年福島県告示第四百七十四号）によること。
- 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第二項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

公 告

公告第七十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和五年六月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和五年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

令和5年6月分
（特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果					備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)		C/N	水分 (%)
堆肥	株式会社牛肥1号	牛肥1号	1.5	1.8	2.1	-	-	15	50.1	

水野農場	株式会社 株式会社 ロッテ農場 肥	豚糞発酵堆肥	1.9	8.1	1.5	587	2,126	10	44.8
堆肥	猪苗代町 い肥	未来の夢たい肥	1.0	1.0	1.2	-	-	17	48.4

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果		備考
			TCaO (%)	TMgO (%)	
貝化石粉末	八幡礦業株式会社	ミネグリーン	2.1	0.9	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TCaO-石灰全量、TMgO-苦土全量

（農業総合センター）

公告第180号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年9月12日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
動物用焼却炉 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
インシナー工業株式会社 東京都大田区大森北一丁目12番5号
- 5 落札金額
38,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年7月11日

（入札用度課）

福島県警察本部公告第73号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許業務端末機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年9月12日

福島県警察本部長 若田 英

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許業務端末機器等 一式（機器の搬入・据付け、ソフトウェアのインストール・設定、動作確認、試験、機器の保守・撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年10月10日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和5年9月12日（火）から同年10月30日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年9月18日及び同年10月9日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和5年10月31日（火）午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年10月30日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Computer Terminal Equipment, etc. for Driver's License Duties 1 set (including carry-in and installation of equipment and software, installing and setting of software, operation check, practical test, maintenance and removal of equipment, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 31 October 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 30 October 2023
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和五年九月一日現在において、次のとおりである。

令和五年九月十二日

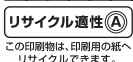
福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、八九六
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九三、〇九六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福島市	選挙区	七六、八六五	田村市 田村郡	選挙区	一七、二〇九
-----	-----	--------	------------	-----	--------

二本松市	一四、八四八	双葉郡	一六、七八三	郡山	八九、〇四三	伊達市 伊達郡	二五、七五八	いわき市	八七、七五四	本宮市 安達郡	一〇、七五〇	須賀川市 岩瀬郡	二五、八七六	河沼郡	五、九二一	喜多方市 耶麻郡	一九、八四一	大沼郡	六、七八六	相馬市 相馬郡 新地町	一一、五二〇	東白川郡	八、四二五	南会津郡	六、八八八	南相馬市 相馬郡 飯舘村	一八、一六二	会津若松市	三二、〇六三	南相馬市 相馬郡 飯舘村	一八、一六二
------	--------	-----	--------	----	--------	------------	--------	------	--------	------------	--------	-------------	--------	-----	-------	-------------	--------	-----	-------	-------------------	--------	------	-------	------	-------	--------------------	--------	-------	--------	--------------------	--------



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県報株式会社 印刷所 第一印刷